

につきましては、これは県が所管をいたしております。

したがって、今後、仮に合併となりますと、当然に市の所管となりますので、少なくとも、その部分については、市の職員として新たに配置する必要があるかというふうに考えております。ただ、全体的に見てみますと、管理部門を中心に人的体制、組織のスリム化などの見直しも当然必要になりますので、そういう全体の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長（梁瀬忠男君） 学校給食に地場の魚をとということでございますけれども、学校給食では、今のところ水産加工物については、先ほど部長の方からお話がありましたように、加工品を利用している状況があります。それと、地場という意味では、かまぼこ類なんか使用しているんですが、ただ、生魚につきましては、確かに、そういったご指摘のことはあるかと思いますが、まず、下処理に大変な時間がかかるということが1点ございます。そうすると、また、設備を少し変える必要もある。それと、やはり限られた時間内に下処理をして一定のものをつくり上げるということになりますと、そこら辺で大変課題があることでございます。しかし、ご提起のことでありますし、今、フライだとか唐揚げだとか、煮つけ、サバだとかイワシとか、こういったことは一定出ているわけでございますけれども、そのことも含めて、今後、私どもも野菜の地産地消という件もありますし、十分、検討はしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

31番（中野吉邦君） 水産農林の問題につきましては、これは議案に入っていますので、また委員会でも続けさせていただきますが、教育長ですね、今の問題についても、やはり納入業者というのは、ちゃんとしているんですよ。そういうものは処理できるんです。だから、私は、もっと前向きにご答弁をいただきましたかというふうに思います。

市町村合併につきましては、大変な問題、そして時間が限られているんです。まだ態度を表明していない2町がいらっやいますので、ぜひですね、市長さんは、全力を挙げてこの問題について

努力をしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

副議長（松尾敬一君） 次は、17番堀江ひとみ議員。

〔堀江ひとみ君登壇〕

17番（堀江ひとみ君） 日本共産党の堀江ひとみです。

市民の皆さんの切実な要望をもとに質問いたします。

長引く不況で市民の暮らしが大変なとき、政府は追い打ちをかけるように、高齢者病院窓口負担の引き上げ、社会保険本人の自己負担引き上げなど、国民に負担増をもたらす社会保障の改悪を推し進めています。国が国民の暮らしを脅かしているとき、地方自治体は住民の暮らしを守る防波堤として、その役割が今ほど求められているときはありません。市民の暮らし、福祉を守る市政を強く求め、以下、質問いたします。

1点目は、介護保険制度についてです。

介護保険課の資料によれば、長崎市の65歳以上の高齢者は、ことし5月末現在8万4,643人、このうち要介護認定を受けた人は1万4,010人、高齢者の約16%が介護認定を受けています。介護認定を受けている人で、在宅サービスを利用している人が9,767人、在宅サービスを利用している人が2,487人で、認定を受けながら在宅も施設も利用していないという人は何と3,665人、約26%にもなります。もちろん、この中には、入院などで介護保険施設以外の施設を利用している人1,756人が含まれていますが、その分を差し引いても1,909人、約2,000人弱の人が介護認定を受けていながら、どのサービスも受けていない状態になっています。

私が、さらに驚いたことは、支給限度額に対する利用状況です。介護認定のランクごとに限度額が定められていますが、サービスの利用状況を見ると、ことし2月現在、要支援「51.3%」、要介護1「42.3%」、要介護2「52.7%」、要介護3「52.9%」、要介護4「51.5%」、要介護5「51.7%」と、支給限度額の半分程度しかサービスが利用されていません。昨年度、介護保険事業実績分析報告のこれら資料では、利用料が高くて

十分なサービスが受けられない実態が明らかにされていると思います。40歳以上すべての人から介護保険料を徴収しながら、65歳以上の非課税世帯の高齢者からも介護保険料を徴収しながら、サービスを利用しようと認定を受けても、さまざまな理由で全員がサービスを受ける状況ではありません。

介護認定には、ランクごとに支給限度額が設けられ、どんなにサービスが必要な状態であっても、上限があり、はみ出す分は自己負担です。介護保険が始まる前は、非課税世帯は無料であった各種サービスも、介護保険制度では1割の利用料を払わなくてはなりません。財布の中身と相談して、サービスの内容が決められていくのです。しかも、サービス内容の充実を求めれば、介護保険料にはね返る仕組みになっています。これで、介護の軽減のためにつくられた制度と言えるでしょうか。

来年度以降、保険料の増額、利用料の増額が検討されていると報道されています。保険料・利用料がこれ以上引き上げられたら、市民の暮らしは成り立ちません。大幅軽減を求めます。保険料・利用料の見直しに当たっての見解を求めます。

2点目は、保育所の民間移譲問題についてです。

市民の強い反対がある現在、保育所への市の責任を放棄する民間移譲は、白紙撤回をするよう再度求めます。今回、茂木保育所の民間委託の方針が明らかにされました。当初の方針にもなかった民間委託を持ち出して、続けて民間移譲を進めることは、何が何でも民間移譲、先にありきではありませんか。公立保育所の民間移譲を白紙撤回する考えはないか、質問します。

3点目は、乳幼児健診の充実についてです。

東町、戸石、かき道、矢上、田中町などなど、東長崎方面の人たちから、次のような要望を受けました。1歳6カ月、3歳健診は桜町の中央保健センターまで行かなくてはなりません。ぜひ、東長崎方面で健診できるようにしてほしいということです。「乳幼児健診は、待ち時間も長く、仕事の休みをとらなければ受診できません。家の近くで受診ができればと思います」「子どもを連れてバスに長いこと揺られて保健センターまで行くのは大変です。雨の日なんか特に大変なんです。下の子がミルクを飲む年齢だと荷物だけで大変です」

「自家用車で受診するにしても近くだったらすぐ行けるのに、小さい子ども連れでは、だれか付き添いが必要です」。保健センター以外の健診をぜひ検討していただきたいと思います。見解を求めます。

4点目は、生活保護行政についてです。

同意書の文面と長崎市個人情報保護条例との整合性について質問します。長崎市個人情報保護条例第4条「収集の制限」によれば、第4条第2項に「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない」と明記しています。生活保護行政で実施されている同意書は、資産及び収入の状況について報告を求めることに同意するに当たって、私及び私の世帯員を対象としています。国は、生活保護申請者から、私及び私の世帯員の資産・収入について、銀行や雇用主など、あらゆる関係先調査に同意するとの一括同意書をとるよう保護の現場に求めています。もともと、この同意書は約20年前、法律でも条例でもなく、1通の国の通知によって指導されている実務です。

昨年、長崎市個人情報保護条例が策定されましたが、私は、この条例に照らして、同意書の文面は、「私及び私の世帯員」ではなく、「私」と修正すべきと考えます。世帯全員ではなく、個人の自由意思による同意書に改めるべきです。個人情報保護と人権尊重の保護行政を進めるため、時代に即して、条例との整合性を検討すべきと思いますが、見解を求めます。

5点目は、所得税法の障害者控除に準ずる認定書発行に当たっての福祉事務所における規定の有無及び見解について質問します。

所得税法の障害者控除の取り扱いについて、対象となるのは、身体障害者手帳を持っている人というのが多くの人の認識です。ところが1970年、所得税法及び同施行令の一部改正により、高齢者について身体障害者に準ずるとして、市長の認定を受けた人は障害者控除の対象になると範囲が拡大されましたが、ほとんど知られていないのが現状です。過去3年間、市民から1枚の申請もなかったこと、長崎市が障害者控除対象者認定書を1枚も発行していないことでも明らかです。

所得税法の障害者控除の内容を多くの市民に知

らせるべきです。取り扱いに当たっての見解を求めます。

6点目は、ごみ不法投棄対策について質問します。

川平地区の純心大学そばの不法投棄については、昨年3月議会、6月議会と我が党は指摘してきました。6月議会で環境部長は、「近々、撤去は完了する」と答弁をしました。それから1年余り、現状はほとんど変化がありません。近々、完了すると答弁がありながら、現状の変化がないのはなぜか。対応について明らかにしていただきたい。

最後に、滑石団地公営住宅建替事業についてです。

3期工事の対象となっているひとり暮らしの高齢の人から、次のような声をいただきました。「建て替えのことを考えたら眠れない。建て替えのために引っ越しして、住宅ができ上がったら、また引っ越しする。落ち着けるころまで元気でいられるでしょうか。80歳になって住むところを悩まなければならないなんて、本当に不安で眠れません」。高齢者の不安ははかり知れません。2期工事対象者の場合、長崎市は、こうした不安に応じて、高齢者・障害者を考慮して引っ越ししないでいいように、1期建設住宅に入居させる対応をとりました。2期分建設住宅の戸数が少ないとの理由で、今回の3期工事対象者には、そうした配慮がされないと聞いています。

高齢者・障害者に対するさまざまな要望意見は、地元の建替協議会でも多く出されているとのこと。それだけに長崎市は、住民の声に応えたいきめ細やかな対応が求められます。取り組み状況についてお答えください。

市長並びに関係理事者の誠意ある答弁を求めるものです。＝（降壇）＝

副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 堀江ひとみ議員のご質問にお答えをいたします。

まず、介護保険制度についてでございます。

保険料の見直しについてでございますが、介護保険制度では、介護サービスや介護保険料が適切かどうかなど、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行うことになっており、本市におきまして

も、平成15年度から平成19年度までの5年間の介護サービスの量の見込みと、その確保などを具体的に計画する第2期介護保険事業計画の策定作業を現在、進めているところであります。

また、この計画は、実質的に平成15年度から平成17年度までの本市における介護サービスの水準と第1号被保険者の保険料負担水準を定めるものであることから、平成15年度からの次期保険料の設定に当たりましては、第2期介護保険事業計画の中で、介護サービスの利用意向及び介護サービスの供給量の把握等の実態調査並びに介護給付費の分析結果等を踏まえ、利用者本位の介護サービスを提供する体制の確保が計画的に図られるように、在宅サービス及び施設サービスの整備目標を掲げることで、本市の介護サービス水準に基づく適切な介護保険料を設定してまいりたいと考えております。

次に、利用料の見直しについてお答えさせていただきます。ご質問の低所得者利用者負担軽減の取り扱いについてでございますが、これは介護保険制度の施行時に、介護保険の円滑な実施のための国の特別対策といたしまして、介護保険制度が始まる前のおおむね1年間に訪問介護を利用していた方で、世帯の生計中心者の所得税が非課税である方について、訪問介護の利用料を平成12年度から平成16年度までの5年間軽減するというものであります。その内容は、本来10%である利用者負担額を平成12年度から平成14年度までの3年間は3%とし、その後は、段階的に引き上げるといったものであります。

そこで、介護保険制度施行後3年間を経過する来年度からは、この利用者負担が段階的に引き上げられる予定であり、その負担率につきましては、この制度が施行された時点で、例えば6%に引き上げるといった案が国から示されておりまして、正式な通知については、間もなく国からなされるものと思われまます。

いずれにいたしましても、長崎市といたしましては、この事業が国の特別対策として、財源の補助を受けながら運営されていることから、平成15年度におきましても、介護保険事業特別対策の趣旨に沿って、低所得者利用者負担軽減措置を実施してまいりたいというふうに考えているところで

ございます。

次に、保育所の民間移譲問題についてお答えいたします。

現在、市内には66の認可保育所があります。保育所は、乳幼児の家庭養育の補完を行うところでありまして、国の示す保育所保育指針に基づき、公立、私立の別なく、格差のない保育が実施されております。また、運営費の支弁や指導監督権を通じて、行政の責任も一定確保されておりますので、民間でできるものは、民間の活力を活用していきたいと考えているところであります。また、民間保育所におきましては、延長保育などの特別保育事業について、保護者の需要に応えるため、積極的にお取り組みいただいております。本市といたしましても、その助成に努めているところであります。

本市の厳しい財政状況の中にあっても、これまで児童福祉施策の予算は、毎年、着実に増加をしており、今後とも、引き続き充実していく必要があると考えております。このためにも、市立と同等の保育事業が実施できる社会福祉法人に保育所の運営を移譲することにより、限られた財源を効果的に活用し、今後とも増大する児童福祉施策の予算に対応しようとするものでございます。

また、保育所の機能といたしましては、多様化する保育ニーズに対応できる保育環境の充実を図るなど、保護者が選択できる幅の拡大を図っていくことが必要となってまいります。

以上のようなことを勘案し、仕事と子育ての両立支援の上からも、今回、2カ所の市立保育所を民間に移譲しようとするものでございます。これまで、茂木・福田それぞれの地区で地元の皆様、あるいは保護者等に対する説明会を実施してまいりました。また、関係団体等からの陳情に際して、ご意見を承り、保護者の方々の不安の解消を図る必要があることから、その一つの方策といたしまして、保護者や地元の代表者の方にもご参加をいただき、茂木地区保育所運営協議会を設置し、新たな保育所の運営について、全体的に調整できるようにするとともに、移行期における保護者の方々の不安の解消策等について協議いただいているところであります。

その中で、その運営協議会におきまして、保護

者の代表や自治会長さん方から、保護者が最も心配しているのは、移行期の子どもたちの保育の確保であり、時間的な問題としても、「平成14年9月市議会上程で平成15年4月移譲では、準備の期間として6カ月は短かすぎる。最初の計画のように、1年間の準備期間を設けてほしい」「最終的には民間移譲でも、1年ないし半年の委託で保育内容等の検証の時間がほしい」「平成15年4月移譲では、法人選定の期間が短く、また、職員を募集する期間についても、短期間では、よりよい保育士の配置あるいは採用ができないのではないか」などのご意見が出されたところであります。

このようなご意見を受けまして、保護者の皆様の不安の解消を図り、よりスムーズな民間移譲が図れるように、一定の期間をかけていきたいと考え、移譲に先立って、1年間の委託期間を設定し、委託の開始を平成15年10月とし、民間移譲の時期を平成16年10月とするよう運営協議会でご提案をしたところでございます。この提案につきましては、運営協議会で一定のご理解をいただいたところから、保護者の皆様に対してご説明をして、その後、引き継ぎ期間の設定など具体的な項目について、引き続き運営協議会において協議してまいりたいと考えております。

また、福田の保育所につきましても、早急に保護者の代表の方を初めといたしまして、地元の自治会長あるいは民生・児童委員の代表の方にもご参加していただきまして、運営協議会を設置し、保護者のもろもろの不安の解消策等について、委員の皆様により協議をしていただきたいと考えており、茂木保育所、福田保育所、いずれにおきましても、円滑な移譲の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。

他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしますので、よろしくお願い申し上げます。＝（降壇）＝

福祉保健部長（高谷洋一君） 3点目のご質問、乳幼児健診の充実についてお答えいたします。

本市の乳幼児健診につきましては、生後4カ月、7カ月、10カ月の乳児期3回、1歳6カ月、3歳

6カ月の幼児期2回の合計5回の健診を実施しております。7カ月、10カ月の健診は、市内の医療機関に委託して実施しておりますが、4カ月、1歳6カ月、3歳6カ月の健診は、中央・北両保健センターで実施しておるところでございます。このうち、4カ月健診につきましては、各地区月1回ではありますが、両保健センター以外の市内3カ所の公民館等に出向いて実施しており、1地区で10名から20名程度の方が受診されております。

例えば、議員ご指摘の1歳6カ月健診についてですが、1歳6カ月は、乳児期の発達、発育の最終チェックの時期であると同時に、幼児期の始まりでもありますので、発育、発達のほか親子関係の確立、虫歯予防や指導、幼児食指導等を助言する重要な時期であります。このため、一般健診のほか心理相談や歯科健診もあわせて実施していますので、スタッフは小児科医、保健師、看護師、栄養士、心理相談員、歯科医師、歯科衛生士等のいろんな職種のものが対応しており、確かに、時間がかかることは、よく承知しております。

1歳6カ月と3歳児の地域に出向いての健診は、受診者にとりまして、健診会場までの距離が近くなるばかりではなく、その地域の子育て中の保護者が集まるので、自然に話がはずみ顔見知りとなり、以後の親同士の友達づくりを容易にし、ひいては、地域の養育力の向上に寄与できるものと考えられます。さらに、スタッフは少人数単位の受診者にゆっくりと対応できるため、保護者の育児不安の軽減にもつながる等、地域における健診の意義は大いなるものがあると認識しておりますので、今後、十分な研究をさせていただきたいと考えております。

次に、生活保護行政についてお答えいたします。

生活保護の同意書についてでございますが、生活保護の決定・実施に当たっては、保護を申請された世帯の資産及び収入の状況を的確に把握することが必要不可欠の要件となっております。そのため、福祉事務所におきましては、保護申請時に、申請者等から世帯の資産及び収入の状況について申告していただくとともに、その内容を確認するため、必要に応じて金融機関等に照会し、報告を求めるとしております。

この調査は、保護の実施機関が関係先に報告等

を求めることを定めた生活保護法第29条に基づくものでありますが、照会先における職務上の秘密保持や調査対象者のプライバシー保護に配慮しながら、円滑に報告が得られるようにとの観点から、申請者等のご理解を十分得た上で報告を求めることについて同意する旨の書面、つまり同意書を提出していただき、照会文書に添付しております。

なお、現行の同意書は、国が示した様式に基づいておりますが、その文面が私及び私の世帯員の資産及び収入の状況につき、銀行等に報告を求めるとに同意しますとなっております。個人単位ではなく世帯単位であることから、議員ご指摘のとおり、本人以外の者から個人情報収集する場合については、本人の同意があるときと規定している長崎市個人情報保護条例第4条第2項第1号に照らして判断した場合、個人単位で同意を得ることが望ましいと考えられます。

したがって、この件につきましては、国、県とも早急に協議の上、本市の個人情報保護条例に沿った方向で所要の措置を講じたいと考えております。

なお、本市福祉事務所におきましては、既に同意書の文面は国の様式に基づきながらも、個人ごとに同意書を提出いただいているところでございます。

また、個人情報の収集に際しましては、今後とも、より慎重を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、所得税法の障害者控除に準ずる認定書発行に当たっての福祉事務所における規定の有無及び見解についてお答えいたします。

所得税法施行令第10条の規定に基づく障害者または特別障害者に準ずるものとしての認定に際しましては、本市におきましては、平成5年に当時の長崎県高齢福祉援護課長から県下各市町村長あてに出されました認定の事務処理に関する通知を踏まえ、その事務処理を行ってまいりました。その手順といたしましては、障害者または特別障害者に準ずる者としての認定を希望される方の申請に基づき、対象となる方の障害の状況等を調査し、該当する場合は、障害者控除対象者認定書を交付するものであります。その際の具体的認定の判断

基準といたしましては、知的障害者につきましては、当該本人の記憶障害などの状況の程度、身体障害者につきましては、当該本人の歩行、排せつ、食事、入浴、着脱衣の日常生活の状況の程度を総合的に判断し、認定の判断基準としていたところでございます。

しかしながら、厚生労働省から本年8月1日付で「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」の通知があり、この中で、改めて市町村長に対し、認定基準及び具体的認定方法についての考え方が示されたところでございます。

この通知におきましては、「介護保険制度における『要介護認定』と『障害認定』は、その判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難なものとする」との見解が示された一方、本人の身体状況の把握に際しては、市町村が有している要介護認定に係る情報等により、申請者の障害の程度やねたきり老人であることが確認できる場合は、これを参考にすることも考えられるなどの見解が示されたところであります。しかしながら、今回の国の通知につきましては、認定に関する基本的な方針は示されているものの具体的な認定方法については、一部の例示にとどまっているところでございます。

したがって、今後の本市における障害者に準ずる認定に際しましては、今回の国の通知を基本に置き、平成5年の長崎県の通知に基づく具体的判断基準についても、国の基本的な考え方との整合を図り活用する中で、本人の申請に基づき、対象者の身体状況等を個別に調査し、認定作業を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

環境部長（高橋文雄君） ごみ不法投棄対策についてお答えいたします。

まず、ご指摘を受けました三ツ山町、純心大学そばの金属類の放置の問題に対するその後の対応についてでございます。

これまで事業者に対しては、搬入物を選別した後に、有価物である金属類とその他の産業廃棄物を整理して保管し、全体の保管量についても減らすように指導を続けてまいったところでございます。これに対しまして、事業者は、長与町にも同

様の処理施設を有することから、当該金属類を一部、長与町処理場に移動させながら整理を進め、これまで保管量の削減に努めてきたところでございます。

また、これとは別に、事業者は、現川町に新たな事業用地を確保いたしまして、事業場の床面をコンクリートで舗装し、油水分離槽を設置するなど、油分による土壤汚染防止、水質汚濁防止措置を行った上で移転をし、三ツ山町の事業場を整理した上で、立ち退くとの計画を進めてきたところでございます。移転地整備に際しましては、土地の造成工事を伴うために、事業者は、長崎市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に基づきまして、林地における開発等を所管する本市農林振興課を中心といたしまして、関係課の指導に従い、所定の手続きを進め、平成13年9月には、要綱に関する事前の協議を終えていたところでございます。

本市は、事業者が計画どおりに現川町に移転できれば、本件について一定の解決が得られるものとの判断から環境部、水道局、水産農林部などが住民説明会に出席するなどいたしまして、問題の解決のため積極的に調整に努め、今日に至るまで、事業者及び現川町住民の皆様のご努力を見守りつつ、必要に応じまして、両者に対し、指導・助言を続けてまいったところでございます。しかしながら、その後、現川町住民の皆様との環境保全協定の調整に難航しておりまして、現時点においても、協定の締結までに至っていないという状況でございます。

したがって、本市といたしましては、今後とも純心大学そばの三ツ山町事業場につきましては、移転が完了するまでの間、場内の整理整頓や保管量の削減等について指導を続けるとともに、現川町への移転につきましては、引き続き事業者と現川町住民の皆様の間で立ちまして、調整に積極的に努める所存でございます。

以上でございます。

都市建設部長（坂本昭雄君） 滑石住宅の第2期対象住宅の完成に当たりまして、第3期対象者のうち、高齢者あるいは障害者のいる世帯を優先的に第2期住宅に入居させることができないかとの質問でございます。

ご承知のように、滑石団地につきましては、現在、工期を1期から3期に分け施工中であり、これまで第1期住宅建設約188戸は既に平成12年11月に完成し、第2期住宅建設が平成15年3月に完成、同年4月に入居予定であります。また、第3期住宅建設は、平成15年度から工事に着手をいたします。従前居住者の建て替え後住宅への入居は、第2期住宅には第2期対象世帯の方が、第3期住宅には第3期対象世帯の方が、それぞれ入居することを原則といたしております。これにつきましては、本市において、新築の市営住宅が滑石団地だけであること、また、近年、市営住宅への入居希望者が増加していることから、従前居住者を優先しながらも、一般公募への割当を考慮してのことでございます。

議員ご指摘の第3期対象者のうち、高齢者等の第2期住宅への入居につきましては、第2期対象者及び第3期対象者のすべての世帯を対象に、平成14年8月に実施しましたアンケートの結果や8月7日に滑石団地の全体14棟の入居者代表27名で構成しておりますが、滑石団地建替対策協議会の皆様と第1回の説明会を行っており、ご要望等の内容を踏まえ、高齢者や障害者のいる世帯についての状況を把握し、今後とも、同協議会と誠意をもって説明会等を十分開催し、協議を行いながら判断をいたしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

17番（堀江ひとみ君） 一通りご答弁をいただきましたが、改めてお尋ねしたいこともありますので、再質問いたします。

最初に、所得税法の障害者控除について質問します。

福祉保健部長が答弁をされたんですが、はっきりいって、わかりませんでしたね。再度、質問するんですが、まず、財政部に質問したいと思えます。

私は、この所得税法の障害者控除の問題は、3月の総務委員会の予算の審議の中でも質問いたしました。そして、その中で、もっと市民にこういう制度があるということを知らせるべきではないか、税にかかる部門として、そのことをどういうふうに考えているのかというふうに設問いたしま

した。そのときに、財政部の方から関係部局と調整をしたいと、相談をしたい旨の発言があったというふうに思っています。

その後の関係調整状況といえますか、どういう話し合いをされたのか、その点だけお答えいただきたいと思えます。

財政部長（白石裕一君） 再質問にお答えいたします。

所得税法上の障害者控除に準ずる認定書発行についての周知につきましては、障害者または特別障害者に準ずるものとしての認定業務を担当しております福祉保健部と協議いたしまして、この取り扱いが65歳以上の高齢者の方を対象としたものであることから、高齢者の方と日ごろから接触があります福祉保健部で対応することにいたしております。

以上でございます。

17番（堀江ひとみ君） 財政部が税の問題でありながらも、やはり現場に一番詳しい、現場の一番よく理解をしている福祉保健部で、この制度は広く市民の皆さんに伝えるべきだ、そのことを協議をしたという答弁がありました。

そこで、改めて福祉保健部にお尋ねするんですが、私は、今回、この所得税法の障害者控除、これは準ずる規定、長崎市の場合は、市長ではなくて、福祉事務所長の名前になるんですけども、身体障害者に準ずるといふ障害であるということをして認定書を発行して認めるということになるわけですが、その際に、準ずる規定というのが何か。これが、私が今回どうしても質問したい内容です。

その中で、先ほど部長の答弁としては、平成5年度の県の事務連絡等を用いまして、しかし、最終的には、本人の申請に基づいて、個々に対応していきたいというふうにお話がありました。そうしますと、現在、長崎市には、準ずる規定ということでの規定というのではないということですか。福祉保健部長（高谷洋一君） 先ほども答弁いたしましたように、長崎市は、平成5年に当時の長崎県高齢福祉援護課長から示されました指針に基づきまして、認定を過去もやってきたという経緯がございます。

また、今回、国の方からも一定の方向が示されましたので、この両方をあわせて認定をしていき

たい。先ほど述べたとおりに、今後もやっていくというふうに考えております。

17番（堀江ひとみ君）平成5年に、長崎県の高齢福祉援護課長から市町村あてに所得税法の施行令第10条の市町村長の認定についてという通知があります。しかし、このことにかかわっては、一番新しいのは、部長も言いましたように、ことし8月13日に事務連絡ということで、各市町村の福祉保健担当課長あてに出された事務連絡です。この中には、いわゆる私が言いたいのは、準ずる規定ということの内容はあるんだけど、では、具体的に準ずる規定というのは何なのか、これが明確にされていない。このことは、答弁の中でも、指針に基づいて、こうした事務連絡に基づいて、総合的に判断をしている、認定をしているというものの、しかし、この内容ではADLの内容にかかわってということで、長崎市が障害者のいろいろな等級に準じて、実は、こういう状況であるということ判断するということでは、市民の皆さんは、これだけではわからないというふうに私は思うんですね。

部長が言われましたように、市町村が所有している要介護認定に係る情報についても、これを参考にすることも考えられるので、8月13日付の情報の中には、要介護認定に係る情報についても、市町村が市民の皆さんから申請があれば、これを参考にするという、そういうことも認めるということが改めて出されています。

そういう意味では、私は、市民の皆さんに、所得税法の障害者控除があるんだということを周知徹底するとき、私は、もっとわかりやすく市民の皆さんにPRしてほしいと思うんですね。そういう意味では、どんな工夫をして、今、部長が言われた平成5年のでもいいでしょう、あるいは14年、ことしの8月13日の事務連絡でもいいでしょう、準ずる規定があるんだということを長崎市としては、市民の皆さんから申請があれば、総合的に判断をして、個々に判断をするというふうに、どういうふうに知らせるのが、具体的にそのPRの方法というのは考えておられますか。

福祉保健部長（高谷洋一君）市民の皆様への周知につきましては、その必要性を認識しているところでございます。

福祉保健部といたしましては、私たちのところで発行しております市民に対する高齢者福祉のガイドブックであります「いきいき長寿社会」の改訂版の作成に際し、関係する税控除の項目を追加するなど周知をしまいたいというふうに考えております。

17番（堀江ひとみ君）私は、きょうここに、鹿児島市のホームページを持参いたしました。鹿児島市は、介護保険という項目の中で、その他という項目ではありますけれども、低所得者の利用者負担軽減、それから、所得税・市民税の控除とあわせて、高齢者の障害者控除も制度としてあるということも、ホームページの中で明らかにしています。今、高齢者福祉のしおりで、こうした高齢者の障害者控除という制度があるということをも市民の皆さんにPRするんだと言われましたが、ぜひ私は、ホームページも含めてですね、もちろん、高齢者のいきいきしおりも含めてですね、この障害者控除の問題につきましては、ぜひ市民の皆さんにPRしていただきたいと思っています。

2点目に、介護保険について質問いたします。介護保険の問題では、ご答弁の中で適切な介護保険料の設定を行うというふうに答弁がありました。それから、利用料の問題につきましては、現在、国がホームヘルプサービス事業について、3%の利用料を来年から6%に引き上げるという当初の計画があるので、まだ国からきちんとした通達はないけれども、来年については、こうした6%に引き上げるという、いわゆる軽減措置をそのまま実施をしたいというふうなご答弁だったと思っています。つまり、来年以降、長崎市としては、介護保険料についても、利用料についても、額は今のところはっきり言わないけれども、これは引き上げられると、私は、そういうふうに答弁で伺いました。

私が登壇をして言いましたように、現在、長崎市で介護サービスを受けておられる方の半分、介護のサービスにつきましては、半分程度しかサービスの利用が受けられていないという実態なんです。適切な介護保険料の設定を行うということは、どういうことなのか。私は、これは増額というふうにとりましたけれども、そういう認識でいいか。部長の答弁を求めます。



福祉保健部長（高谷洋一君） 確かに、長崎市の介護保険の利用率というのは50%程度で前後しておりますけれども、国の全国平均では、本年1月の審査では38.7%という数字が出ております。それに比べますと、長崎市の方が非常に利用率が高いというふうに考えております。

未利用の問題につきましては、今後、我々も利用されていない方のサービスの意向調査等を現在やっておりますので、そこら当たりから、また新たな対策が生み出したいというふうに考えているところでございます。

保険料につきましては、まだまだ今からいろいろ精査すべき段階でございますけれども、私たちも介護保険制度を堅持していくという意味では、全く値上げなしでやっていけるかどうか、今の段階では、ちょっと明確にお答えできませんが、できる範囲で、やはり余り極端に上げるようなことではなくて、きちっと精査してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

17番（堀江ひとみ君） 福祉保健部長、全国が限度額の3割程度しか利用されていないと、だから、長崎市の5割というのはまあいい方だ。こういう答弁というのは、長崎市の老後を、介護を安心して長崎市に任せると、そういう市民から見ると、本当に現場を預かっている部長の答弁かと、私は非常に怒りを禁じることはできません。

全国ですと、確かに3割程度しかサービスの限度額に比べて利用されていない。そこには、いろいろな理由があります。しかし、現場のケアプランを作成しますケアマネジャーの皆さんは、いかに、一人ひとりの介護認定を受けておられる方に、どんなサービスが一番いいのか。日ごろ苦労しながら、自分の勤務時間以外ですと、それぞれ患者さんのところに足を運んで、ケアプランを作成しているんです。そういう人たちが、けどもできないと、利用料が高くてできないという、そういう実情を見るときに、私は、ぜひ長崎市のサービスの利用限度額に対してのサービスの利用が5割程度であることをよしとすると、そういう感覚は、ぜひ私は、改めていただきたいというふうに思っています。

もともとですね、介護保険制度というのは、介

護保険料を取って認定を受けたら、必要なサービスを受けるという制度だったわけです。しかし、それが実際、受けることができない。介護保険料だけを取るだけ取って、これは、まさしく詐欺ではないかと私は、非常に思います。

そういう意味では、仕方がないから、介護保険料についても、利用料についても、値上げはやむを得ないんだという答弁ではなくて、介護保険制度として矛盾があると、介護のサービスの充実が、そのまま保険料にはね返るということは、そのまま介護保険制度の矛盾なんです。そこはですね、私は、現場を預かる地方自治体が、国に対して、もともと国が出すべく社会保障の予算を削除して、この介護保険制度をつくったというところに大きな問題があるわけですから、介護保険制度そのものの充実、改善、根本的な、この整備を求めている国に対する要望もぜひ行っていただきたいと思っております。

この点については、私は、市長からぜひ答弁を伺いたいと思います。市長は、介護保険制度が導入されるときに、福祉は後退させない、そういう明確な答弁を行いました。ぜひ介護保険制度が見直される、この3年間の時期に、介護保険制度の矛盾そのものも、必要なときには国に対して堂々と言う。市民の暮らしを守るという、そうした立場で制度の充実を求めてほしいと思っております。

まず、市長の見解を賜りたいと思います。

福祉保健部長（高谷洋一君） 我々といたしましても、50%がいいということではなくてですね、全国レベルと比べたときには、よく利用されている方ではないかという考えを述べたわけでございます。

それにつきましては、やはり私たちも、いろいろ今、調査を計画しております。居宅介護サービス利用者の利用意向調査とか、介護サービス供給量アンケート調査を、こういうものを行ってまして、これらの調査によりまして、要介護者が必要としている介護サービスの量や介護サービスを提供する事業者の充足状況等の把握もできると考えているところでございます。

したがって、これらの分析結果をもとにいたしまして、適切な介護サービスの需要量と供給量を見極めてまいりたいというふうに考えているとこ

ろでございます。

17番（堀江ひとみ君） この介護保険制度の問題は、私は、3年後の見直しで、保険料や利用料の増額は仕方がないという立場ではなくて、私が登壇して述べましたように、今の不況の中で、保険料や利用料が上がれば、もうこれは生きていけない。年金暮らしの方につきましては、本当に大変だ、非課税世帯の方からも、介護保険料を取って利用料を払うと、こうした状況を見たときに、私は、介護保険制度の充実を、ぜひ国に対しても求めてほしいというふうに思います。こういう介護保険制度の中であって、全国では429の市町村が低所得者に対する単独減免を実施しています。国の制度であっても、それぞれの住民の命と暮らしを守るという立場で、市独自でさまざまな制度をとられているのが実態です。

そういう意味では、私は、ぜひこの介護保険制度につきましては、低所得者に対する減免も含めまして、長崎市が一層、減免の拡大をするよう求めていきたいと思っています。

介護保険制度については、私は、ぜひ市長の見解を受けたいと思いますが、お願いいたします。福祉保健部長（高谷洋一君） 議員ご提案のことも十分認識しながら、今後の介護保険行政に努めたいと思います。

以上でございます。

市長（伊藤一長君） 堀江議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

介護保険の件につきましては、スタートのときに、非常に超スピードの高齢化社会に我が国が入っていますので、本来は、堀江議員もおっしゃるように、この福祉ということも含めて、これまで大変なご努力をいただきました先輩方の老後のことでございますので、国の施策としてすべきでありましょうが、国も、なかなか財政のいろいろな問題等もあるようでございます。ですから、お互いに支え合おうという形も含めた形のあいう介護保険制度を導入されたという経過がございます。

そういう中であって、長崎の場合は、こういうふうな地理地形の問題等もございますので、老後を、長崎お住まいの方々に介護保険料を極力、保険料そのものを抑えるということも頑張りながら、長崎独自の長崎方式という形の普及という形も含

めて頑張っていこうではないかという形で努力を重ねております。

ただ、施設の整備につきましては、堀江議員もご指摘のように、なかなか、やはり要望者の皆さん方に十分な形で現在まで含めて応えられない。それもテンポに、なかなか合わないということも、これはある意味では、残念ながら悲しい現実でございます。この点につきましては、施設の整備等を含めて、中身の充実等を含めて、これから頑張らなくてはいけない問題だというふうに考えております。

以上でございます。

17番（堀江ひとみ君） 介護保険制度は、今のところ、本当に、さまざまな矛盾を抱えた制度だと思っています。そういう意味では、この介護保険制度の充実につきましては、私は、ぜひお願いをしたいというふうに改めて要望しておきたいと思っています。

3点目に、保育所の民間移譲の問題について質問します。

今、長崎市を初め全国の自治体で公立保育所の民間委託を進めるのはなぜか。私は、この根拠について改めて考えてみました。その根拠が私は大きく2つあると思っています。1つは、児童福祉法の改悪の流れです。97年の6月に児童福祉法が、いわゆる改正をされました。その年の97年の7月に、当時の厚生省は、保育所運営に関する基本的な考え方を示しまして、この中で、公立保育所の民間や社会福祉法人への運営の委託を推進するための支援を行うということを第一に掲げました。つまり国は、公立が民間委託するのに、あらゆる支援を惜しまない、そのことを97年に明言をしたんです。これが私は、大きな一つの民間委託への根拠だと思っています。そして、2つ目には、いわゆる地方行革の名のもとに、官民コスト比較論に基づく安上がりの政策、これが私は、一つの大きな流れとしてあると思います。

この2つを突き詰めますと、究極のところ、保育士の賃金体系の違いということにつながってきます。公務員の給与法に基づく賃金体系で運営される公立保育園のコストと民間の場合の、いわゆる従来の措置費の中に組み込まれていた保育士の人件費に基づくコスト、つまり問題は、公務員

の給与表に基づく賃金体系の考え方と、職務給基準の賃金水準には格差があって、それが最も大きな官民間のコスト格差をつくり出している。そういうふうを考えます。前者には、定期昇給があって後者にはありません。要するに、日本の労働者全体から見たときに、定期昇給のない給与体系に移行させよう。これは何も公務員だけではなくて、保育所だけではなくて、全般的な、いわゆる労働者に対する賃金抑制の政策の流れです。特に、女性労働につきましては、パートの職務給で全体として低賃金で、不完全な就労体系をよしとする、いわば財界が希望し、今の小泉内閣がそうした政策に応じて進めているという、国が進めている流れです。私は、長崎市が国と一緒にあって、こうした低賃金の進めを説くようなコスト比較論を用いて民間委託を進めているのではないかと、このことを強く感じています。

そういう意味で、公立保育所を民間移譲する、民間委託をする、その根拠は何か。私は今、2つの大きな流れを言いましたが、このことについての見解を求めます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 公立保育所の民間移譲についての再質問にお答えいたします。

なぜ、長崎市が公立保育所を民間に移譲を計画したのかということでございます。まず、私たちも今おっしゃいましたように、行政改革の中で、やはり行政が行うものは、最小のコストで最大の効果を上げるべきだという基本的な考えがございます。その点と、もう一つは、保育のサービスの内容につきましても、民間が臨機応変にいろいろ対応できると、そういうことで、保育所のサービス向上にもつながる。この2点をもちまして、私たちは公立の保育所を民間の方に移譲したいという提案をさせていただいております。

以上です。

17番（堀江ひとみ君） 私はですね、先ほど言いましたけれども、現在の職務給体系の下では、およそ長期にわたって保育士を働き続けることはできません。一方で、公立の保育所では、保育士として専門的能力を長期にわたって蓄積して、社会に貢献しているという状況があります。

民間の保育所も経験をして、現在、公立保育所

で嘱託保育士として頑張っている79名の保育士の皆さんのアンケートがとられました。そのアンケートの結果を見て、公立のどうところがよいか、こういうアンケートの設問があります。この中で、丁寧な保育がいい、子どもの気持ちを一番大切にしているすばらしい場所であるということ、看護師や栄養士や庶務員がいて、仕事の分担があって保育に専念できる、経験豊富な保育士がたくさんいて、子どもだけでなく、保護者も安心して保育所に子どもを預けることができる、こうした答えが返ってきています。

私は、そういう意味では、今、求められているのは、国や財界の求めに応じて、官民コスト比較論に基づいて、安上がり政策の中で、市民の暮らしも保育の専門性もなくしてしまうのか。それとも、子どもの発達保障と親の就労の保障と職員の就労条件をどれも欠かすことのできない3条件として守りながら、地域に根づく保育所づくりに努力している公立保育所を残しながら、官民格差をなくす政策を大いに進めるのか、そのことが問われているというふうに思っています。ベテランの保育士がいるということが、子どもや親にとってどんなに安心な保育につながっていくか、このことを私は、長崎市は、保育の実態に照らして、よく見るべきだと思っています。民間移譲の問題につきましては、白紙撤回をする考えはないか、改めて質問します。

福祉保健部長（高谷洋一君） 今回の提案の前提となりますのは、民間保育所のレベルが決して公立の保育所に劣っていない。これはサービスの低下につながらない。私たちは、そういう判断のもとに提案をさせていただいております。

そういった意味で、保育所の民間移譲につきましては、白紙撤回をすることはありません。

以上です。

17番（堀江ひとみ君） この保育所の問題につきまして、私は、ぜひ白紙撤回の立場で改めて考えてほしいと強く要望したいと思います。

生活保護行政にかかわりまして、同意書の文面と長崎市の個人情報保護条例との整合性の問題で、これは答弁の中で、国が示した文面に基づいているけれども、個人単位が望ましいので、所要の措置を講じたいという答弁がありました。そうしま

すと、この同意書の文面につきましては、修正をする方向で検討するというふうに出ていいのですか。これは確認をしたいと思います。

福祉保健部長(高谷洋一君) そういう解釈で結構だと思います。

17番(堀江ひとみ君) この同意書の文面につきましては、既に、東京都は、私及び私の世帯員ということではなくて、私という文面に訂正し、秋田県でも、これは文面の修正をいたしております。ぜひ、この機会に検討されるということですので、大いに見守っていききたいというふうに思っています。

それから、滑石団地の住宅建て替えの問題ですが、これは誠意をもって、地元の建替協議会の皆さんとも協議をしたいという答弁がありました。私は、これを了としたいと思いますが、私が先ほど登壇をして述べました高齢者の皆さんの不安というのは、本当に私は、はかり知れないものがあると、しみじみ思っています。

そういう意味では、高齢者や障害者の皆さんの要望は多岐にわたっていて、長崎市も大変だと思っておりますけれども、ぜひ、住むという人間にとって最も大事な部分ですので、長崎市の建て替えという状況の中で、引っ越しを余儀なくされる、こういう人たちにとっては、ぜひ誠意をもって対応するということですので、これを了としたいと思いますが、改めて、このアンケートの結果につきましても、アンケートをして終わりということではなくて、訪問調査も含めて検討してほしいというふうに思っています。

これは部長、要望にとどめますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、乳幼児健診の問題ですが、既にゼロ歳児の健診につきましては、地元のそれぞれ医院で対応すると、内科の先生で対応するという状況ですが、私が今回、提案をしました1歳6カ月、3歳健診の問題は、答弁でもありましたように、内科医だけでは対応できないということは、私は十分承知です。しかし、これは地域の意義があるというふうに、改めて地域に向いて健診をするということを認めておりますので、私は、ぜひ前向きに検討してほしいというふうに思っております。

これは別に、東長崎だけの問題ではなくて、三重地区でありますとか、そういう方々からも要望をいただいているところです。その意味では、これは検討するというものでありますので、ぜひ、前向きに考えていただきたいというふうに思っています。

最後に、ごみの不法投棄の問題なんですけれども、これは、るる経過について述べられました。今、環境保全行政の協定に努力をしているというお話ですが、私は、何も今、純心大のそばの川平地区の不法投棄の部分を別のところに持っていけば済むんだと、そういうふうに、今回の質問はしているのではなくて、ぜひ長崎市がこうした業者に対して、どういう対応をとるのか、そのことを改めて求めた内容でありますので、業者とのかかわりについては、厳しい姿勢で臨んでいただきながら、市民の環境保全を守るという立場で努力をしていただきたいということ、あえて申し上げていきたいというふうに思っています。

質問を終わります。

副議長(松尾敬一君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

議長(鳥居直記君) 休憩前に引き続き会議を開きます。6番飛田典子議員。

〔飛田典子君登壇〕

6番(飛田典子君) 皆さん、こんにちは。

公明党の飛田典子です。

本会議最後の質問となりました。国際平和都市長崎を目指し、そしてまた、それを担う子どもたち、青年の皆さんに託す気持ちで、心の叫びとして国際交流についてほか4件質問いたしますので、市長、関係理事者の皆様の明快なる答弁をお願いいたします。

1. 教育行政について。

(1) 学校図書館への司書の配置。本件については、平成4年12月議会で質問しておりますが、10年たちました今日、今年度、2002年から調べ学習や総合的な学習など、学校図書館の資料や情報を活用する新しい教育が本格スタートしました。また、2003年度からは、12学級以上のすべての学校